

# 事故再発防止懇談会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、安全・適正就業推進委員会設置要綱第2条第2号の目的を達成するため、事故再発防止懇談会（以下「懇談会」という。）を設置し、事故発生の場合、当該事故を検証（原因の調査・分析）し、当該就業会員及びその職場グループに対し、事故防止に必要な助言等を行うことによって反省を促し、同種事故の再発防止に資することを目的とする。

## (審議事項)

第2条 懇談会の審議事項は、次の事項とする。

- (1) 発生した事故(軽易なものは除く。)の検証
- (2) 事故原因の究明
- (3) 同種事故の再発防止具体的対策
- (4) 賦課基準による判定

2 懇談会は、前項の審議を終了したときは、速やかに別表に規定するところにより措置する。ただし、別表に規定のない措置については、その都度懇談会において協議し、理事長が決定するものとする。

## (構成)

第3条 懇談会の構成は、安全・適正就業推進委員会委員長及び業務執行理事並びに安全就業推進員とする。

2 懇談会は、事故を起こした就業会員及び事故を起こした就業会員の属する職種担当委員等、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

## (座長及び副座長の会務)

第4条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、安全・適正就業推進委員会委員長が当る。副座長は座長が指名する。

## (座長及び副座長の会務)

第5条 座長は、懇談会を代表し、会務を処理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に支障あるときはその会務を代行する。

## (懇談会の開催)

第6条 懇談会は、座長が必要と認めた場合、速やかに開催するものとする。

2 懇談会の運営は、座長が行う。

3 懇談会においては、正確な議事録の作成を期するために、映像又は録音等の専用機器を使用するものとし、当該対象会員に対し開会前にその旨を伝え、了解を得るものとする。この場合、当該対象会員が不承知のときは、第7条(4)の署名をもって、記録の正確性を確認するものとする。

(議事録)

第7条 懇談会の内容については、下記事項により議事録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 議事の経過及び発言者の発言要旨

2 議事録には、出席者全員が署名するものとする。

(措置の判定)

第8条 措置の判定は、事実認定が終了した時点で、速やかに行なうものとする。

2 判定に際しては、下記事項に留意するものとする。

- (1) 判定は、厳正かつ公正であること。
- (2) 個人情報の保護、将来を見据えた判定をするものとする。

3 座長は、懇談会の判定結果について、必要により、理事長と協議するものとする。

4 前項による協議において、理事長に異議があるときは、再度委員による判定作業を行なうものとする。

5 判定の結果については、その理由を付した記録を残すものとし、第3条第1項に規定する構成員が署名をするものとする。

(措置の決定)

第9条 前条による措置の判定結果について、懇談会が措置を決定するときは、第3条第1項に規定する構成員の2分の1以上の賛成をもって決する。可否同数のときは、座長の決するところによる。

2 座長は、決定した措置を座長名による文書をもって当該就業会員に対し通知するものとする。

(報告)

第10条 座長は、前条の規定により措置したときは、理事会及び安全・適正就業推進委員会へ報告するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は座長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年12月23日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

別表「センターの措置を決定する賦課基準」(第2条第2項関係)

1 本人の傷害事故

事故区分		事故の内容	事故の主因	問題点(改善対策)	センターの措置	
1 回 目	就業途上の事故		本人の不注意	健康状態 交通手段 利用経路 その他	本人	下記のいずれかの措置をする。 (1)口頭注意、口頭厳重注意及び始末書の提出 (2)就業制限(停職・就業先変更・就業終了のいずれか)
			不可効力 (貰い事故)			過失ゼロの場合は「注意」にとどめ、措置なし。
	就業中の事故		本人の不注意	健康状態 使用機材 作業手順 就業体制 その他	本人	下記のいずれかの措置をする。 (1)口頭注意、口頭厳重注意及び始末書の提出 (2)就業制限(停職・就業先変更・就業終了のいずれか)
			不可効力 (貰い事故)			職種担当委員及び職班リーダー (専務理事及び業務執行理事) 再発防止の指示の徹底を求める。 過失ゼロの場合は「注意」にとどめ、措置なし。
2 回 目	就業途上の事故	同種・異種 問わず	本人の不注意	1回目と同様	本人	始末書の提出及び就業制限(停職・就業先変更・就業終了のいずれか)
	就業中の事故				職種担当委員及び職班リーダー (専務理事及び業務執行理事)	再発防止の指示の徹底を求める。
					本人	始末書の提出及び就業制限(停職・就業先変更・就業終了のいずれか)
					職種担当委員及び職班リーダー (専務理事及び業務執行理事)	再発防止の指示の徹底を求める。
3 回 目	就業途上・ 就業中を問わず	同種・異種 問わず	本人の不注意	1回目と同様	本人の事故に対する反省なし、反省不足と判断し、上記2回目の措置を適用する。	

## 2 第三者への傷害事故及び賠償事故

事故区分	事故の内容	事故の主因	問題点(改善対策)	センターの措置	
傷害・賠償	第三者への傷害・賠償	本人の不注意	上記に準ずる	本人	下記のいずれか又は併用の措置をする。 (1)始末書の提出 (2)就業制限(停職・就業先変更・就業終了のいずれか) (3)費用弁償—1:シルバー総合保険の免責額 (4)費用弁償—2:シルバー総合保険による保険金以外の全部又は一部 (5)甚大な事故のときは、(1)から(4)のほか、定款第10条に規定された措置(除名)。
				職種担当委員及び職班リーダー(専務理事及び業務執行理事)	再発防止の指示の徹底を求める。

(注) 会員がセンターから措置を受けた日から起算して1年間無事故で就業(未就業の期間も含む。)した場合、前回の措置は消滅するものとする。